

# 使用許諾契約書

使用権許諾者：UEL株式会社

本製品につきましては、お客様が本契約に規定の諸条件(別紙記載の第三者のプログラムに適用されるライセンス条件も含みます)に同意いただくことを条件として、弊社(以下UELと称します)からお客様に対して、使用権が許諾されます。また、お客様がUELもしくはUEL指定の販売店(以下販売店と称します)と購入契約を締結した場合、またはお客様が本製品を使用された場合、本契約に同意されたものとみなします。

お客様は、会社、パートナーシップその他の事業体を代表して本契約に規定の諸条件に同意するものとし、かつ、お客様において、当該事業体を本契約により法的に拘束させる権限を有する旨を表明し、保証するものとします。

## 【使用権許諾条件】

第1条 「本製品」とは、本契約にもとづきUELからお客様に使用許諾される3DAviewmeister関連プログラム(3DAviewmeisterと組み合わせて使用するプログラムを含むがこれに限定されない)および情報処理用ファイル(以下併せてプログラムと称します)ならびにプログラムの関係資料(以下関係資料と称します)をいうものとします。

2. 「使用権」とは、日本国内に設置された次条に定める指定システムにおいて、お客様が非独占的にプログラムを使用する権利およびその補助として関係資料を使用する権利をいうものとします。
3. 「購入契約」とは、お客様がUELまたは販売店との間で締結した本製品の購入に関する契約をいうものとし、本製品が無償の場合も含まれるものとします。
4. 「使用期間」とは、購入契約に規定の本製品の使用期間をいうものとします。

第2条 本契約にもとづき、UELは本製品の譲渡不能かつ非独占的な使用権をお客様に許諾するものとします。

2. お客様は、本製品1ライセンスにつき、任意の1時点においてお客様の占有する機器1台(以下指定システムと称します)のみにインストールのうえ使用することができるものとします。
3. お客様は、指定システムを変更する場合、変更前の指定システムにインストールされた本製品を消去するものとします。

第3条 UELは、お客様が使用期間の満了前に本製品の使用を終了した場合であっても、プログラム使用料の返却義務を負わないものとします。

第4条 UELまたは販売店は、その単独の裁量により、本製品の更新版をお客様に提供できるものとします。この場合、更新版については、本契約の諸条項が適用されるものとします。なお、更新版が元の本製品に置き換わり、更新版単独で機能する場合には、更新版が提供された時点で元の本製品の使用権は消滅するものとします。

2. 前項にかかわらず、本製品が無償の場合には、本製品の更新版は提供されないものとします。

第5条 本製品のサポート・サービスについては、お客様とUELまたは販売店との間で別途サポート・サービスに関する契約が締結されない限り、一切、提供されないものとします。

2. 前項にかかわらず、UELまたは販売店は、本製品が無償の場合、サポート・サービスは提供されないものとします。

第6条 お客様は、本製品の使用にあたって必要となるパスワードを自己の責任において管理するものとし、パスワードの盗難および流用等により生ずる債務および責任等は、すべてお客様が負うものとします。

2. 前項の規定については、本製品が無償の場合には適用されないものとします。

第7条 UELは、プログラムの使用期間または使用時間の管理に必要な範囲内で、お客様から個別の承諾を得ることなくプログラムの稼働状況に係るデータをお客様から取得できるものとします。UELは、当該データの漏洩を防止するため、善良なる管理者の注意をもって当該データを使用するものとします。

第8条 お客様は、本製品を使用するのに必要な通信回線の申請、利用に係る費用を負担するものとします。

第9条 お客様は、いかなる場合にもプログラムを複製してはならないものとします。

2. お客様は、本製品を、善良なる管理者の注意をもって使用、管理するとともに、これらを第三者に譲渡、転貸または開示してはならないものとします。
3. お客様は、UELの文書による事前の承諾がない限り、本製品を改造し、または他のソフトウェアと結合してはならないものとします。
4. お客様は、本製品をソース・コードに変換するための逆アセンブル、逆コンパイルその他の行為を行ってはならないものとします。
5. お客様は、本製品および本製品に含まれているプログラムにつき、次の各号の行為を行ってはならないものとします。
  - (1)本製品以外の環境で使用する行為
  - (2)軍事目的で使用する行為
  - (3)UELまたは原権利者の知的財産権を侵害する行為

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、本製品の著作権は消滅するものとします。この場合、お客様は本製品を消滅せしめ、また記録媒体等から本製品を除去するものとします。なお、UELは、著作権終了後における本契約の再締結義務を負わないものとします。

- (1)使用期間が終了した場合
  - (2)お客様が本製品または指定システムの使用を終了した場合
  - (3)お客様が本契約に違反した場合
2. 本製品については技術的な使用制限手段が施されており、当該本製品の使用期間が終了した場合、当該本製品の実行が停止することにつき、お客様は了承するものとします。

第11条 本製品は現状有姿にて提供されるものとし、明示・黙示を問わず、本製品にエラーがないこと、本製品の実行が中断しないこと、商業的な使用可能性、使用目的に対する適合性を含め、いかなる保証もなしに提供されるものとします。お客様は、本製品の使用の適切性を自らの責任で判断するものとし、本製品の使用に伴うすべてのリスク(プログラムエラー、適用される法律への準拠、データ、プログラムまたは機器への被害、操作の中断およびその他のリスク等を含む)を自ら負うものとします。

2. UELは、本製品が第三者の特許権、著作権その他の知的財産権を侵害しないことを保証するものではないものとします。UELは、特許権、著作権その他の知的財産権の侵害にもとづいて第三者からお客様に対して賠償請求がなされた場合、お客様に対する一切の責任を否認します。
3. UELは、お客様に対して、事由の如何を問わず、また責任の根拠が契約の規定、故意、過失、重過失、不法行為または製造物責任であるかを問わず、本製品の使用に伴い発生する直接損害、

間接損害、偶発的な損害、特別損害、逸失利益、結果損害等一切の損害に対して、当該損害発生の見込み可能性の有無にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

第12条 UELは、本製品の使用状況に関する報告をお客様に求めることができるほか、お客様における本製品の使用状況に関する監査を行うことができるものとします。

第13条 お客様は、自社、自社の親会社(自社の議決権株式の過半数を有する会社)および自社の子会社(自社がその議決権株式の過半数を有する会社)(以下あわせて自社等と称します)ならびに自社等の役員が、過去、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下暴力団等と称します)のいずれにも該当しないことおよび次の各号の事由のいずれか一にも該当しないことについて表明し、保証します。

- (1) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (2) 自社等もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的とを問わず、不当に暴力団等を利用すること
  - (3) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を有すること
  - (4) 自社等の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - (5) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
  - (6) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてUELの信用を毀損またはUELの業務を妨害すること
2. UELは、お客様が前項の規定に違反した場合、お客様に対する何らの通知、催告を要せずに、本契約の全部または一部について解除することができるものとします。
  3. お客様が第1項の規定に違反した場合、お客様は、UELに対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務を直ちにUELに弁済しなければならないものとします。
  4. お客様が第1項の規定に違反し、UELが第2項にもとづき本契約を解除したことによりお客様に損害が発生した場合でも、UELは一切の賠償責任を負わないものとします。
  5. お客様が第1項の規定に違反し、UELが第2項にもとづき本契約を解除したことに起因してUELに損害が発生した場合、UELはお客様に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

第14条 第11条の場合を除き、UELは、自己の責に帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、また本契約の解除の有無および請求原因の如何にかかわらず、損害発生の原因となった本製品に対する代金相当額(損害の発生回数および契約の更新の有無にかかわらず、月額料金についてはその年額料金相当額、年額料金についてはその年額料金相当額)を本契約にもとづく損害賠償の累積限度額とします。

2. UELは、予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益等については賠償責任を負わないものとします。
3. 本条の損害賠償請求(裁判上の請求を含む)は、権利を行使できる時から1年間が経過した後は行うことができないものとします。
4. UELは、本製品が無償の場合には、賠償責任を負わないものとします。

第15条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第16条 法律の規定または裁判所の判断により本契約の一部が無効または適用不可能とされたとしても、

それによって本契約の他の部分の有効性や適用可能性は影響を受けないものとし、法律により許容される範囲内で法的強制力を有するものとします。

第17条 UELは、その単独の裁量において、本契約を変更することができるものとします。この場合、UELは、本契約につき、変更する旨、変更後の本契約の内容ならびに変更の効力発生時期を、当該変更の効力発生時期の30日前までに通知するものとします。

2. 前項における通知は、文書または電子メールにて行なわれるものとします。

以 上

**【別紙】**

本製品に含まれている第三者のプログラムおよび適用されるライセンス条件は次のとおりとします。

■「Open CASCADE Technology」(UELによる改修物を含む)

- ・「Open CASCADE Technology」の著作権表示については、以下をご覧ください。

Copyright © 2019 OPEN CASCADE SAS

- ・「Open CASCADE Technology」(UELによる改修物を含む)については、GNU Lesser General Public License (LGPL) version 2.1 with additional exception(URL:<https://www.opencascade.com/content/licensing>)に規定の条件が適用されるものとします。
- ・「Open CASCADE Technology」(UELによる改修物を含む)のソース・コードは、次のリンク先から取得することができます。

URL: <https://www.biprogy-uel.co.jp/product/oss/index.shtml>

- ・「Open CASCADE Technology」(UELによる改修物を含む)については無保証です。商業可能性があることや特定目的への適合性は、黙示的保証も含め、一切保証されません。